

高松市監査委員告示第31号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和6年10月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	中	西	俊	介
同	北	谷	悌	邦

監査結果に基づく措置通知

(定期監査・行政監査)



令和6年10月31日

高松市監査委員

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知一覧

措置通知 No.	監査実施年度	告示日	告示番号 ※	区分 ※	項目	公表文該当ページ	所管課等		措置通知日
1	H30	H31.2.28	第1号	指摘 【重点】	行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの	P26	市民局	仏生山総合センター	R6.10.7
2	R6	R6.7.1	第17号	指摘	緊急工事の発注に係る適正な事務処理について	P13	環境局	環境業務課	R6.10.9

- ※ 告示番号 …… 高松市監査委員告示の番号
- ※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断したもの。
- ※ **【重点】** …… 「平成30年度高松市監査実施計画」に掲げた「重点取組事項」に基づき、監査したもの。

《参考》平成30年度高松市監査実施計画（関係部分の抜粋）

2 平成30年度の重点取組事項

(2) 財産の管理について

地方財政法第8条は、「地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的に、これを運用しなければならない。」と規定している。

本市の財産は、市民の負担に基づき形成されたものであり、地方財政法の規定のとおり、適正に管理するとともに、有効に活用することが求められている。

そこで、平成30年度においては、土地・建物等の公有財産はもとより、物品、債権、基金について、その管理が適正かつ効率的に行われているか、効果的な運用が図られているかなどの観点から定期監査を実施する。

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査対象	平成30年度／市民局		
告示番号	高松市監査委員告示第1号	告示日	平成31年2月28日
区分	指摘【重点】		
指摘の項目	行政財産の貸付に当たり、貸付期間が1か月以上のものは、「行政財産使用許可台帳」を作成しなければならないところ、作成していないもの		
指摘の内容	公有財産事務取扱規則等の遵守について周知徹底を図るとともに、課内（特に管理職員）のチェック体制を構築されたい。		
公表文該当 ページ	P26		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年10月7日
所管課等	市民局 仏生山総合センター
措置結果	<p>本件指摘事項に係る貸付物件については、令和2年4月1日に、旧所管課において行政財産使用許可台帳を作成するとともに、現在は、仏生山総合センターで当該台帳を適正に管理している。</p> <p>また、課内周知や業務マニュアルへの記載等を通じて、高松市公有財産事務取扱規則の再確認を行うとともに、その遵守について周知徹底を図り、適正な事務処理に努めている。</p>

監査結果（定期監査・行政監査）に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査対象	令和6年度/環境局		
告示番号	高松市監査委員告示第17号	告示日	令和6年7月1日
区分	指 摘		
指摘の項目	緊急工事の発注に係る適正な事務処理について		
指摘の内容	<p>緊急工事の発注に係る事務処理においては、工事の施行目的や緊急性を適正に判断した上で、施行理由を明確にするとともに、関係法令等に基づき公平性及び透明性の確保が図られるよう、適正に事務処理されたい。</p> <p>また、今後においても、同様の事務処理誤りが繰り返されないよう、所属内における適切な審査体制を構築されたい。</p>		
公表文該当 ページ	P13		

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和6年10月9日
所管課等	環境局 環境業務課
措置結果	<p>本件指摘事項については、令和6年7月から、緊急工事施行・発注伺書において、工事の施行目的や緊急性を適正に判断した上で、施行理由を明記するとともに、高松市緊急工事事務処理要領に基づき、競争に付すことができない応急工事について、具体的例示を追記・策定した。</p> <p>また、リスクマネジメント会議等を活用し、課内職員に対して周知徹底を図るとともに、再発防止に努め、適正に事務処理を行っている。</p>